

スポーツによる国際協力

——国連機関の開発援助の歴史と意義——

梶 本 伸 悦*

1. はじめに

1.1 研究の背景

近年の先進諸国の政府開発援助 (Official Development Assistance : 以下, ODA と略す) 予算に目を向けると, テロの温床となっている途上国の貧困を撲滅するために, 開発途上国の支援を積極的に実施していこうという国際的な動きがあり, アメリカを筆頭に, 先進国は ODA 予算を大幅に増加してきている。特に2001年9月11日にアメリカで起こった同時多発テロ以降の国際開発に関する重要な会議では, 「貧困とテロ」「平和構築」「人間の安全保障」を始めとする国際開発における新たな途上国支援, 開発援助理念について議論されてきており, スポーツに関しても先進諸国の ODA の中で多くの支援が行われてきている。例えば, イギリスの ODA の実施機関である国際開発省 (Department for International Development : 以下, DFID と略す) は, 2012年3月にアフリカのスラム地区に住んでいる100万人の貧しい人たちの生活向上につながるスポーツ活動のために1,000万ユーロの資金の補助を決定している [DFID, 2012]。また, 多くの国連機関も第二次世界大戦以後からスポーツの持つ特性に着目し, 開発援助や国際協力の分野においても, スポーツを積極的に取り入れてきた。また, 2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにお

いて採択された「国連ミレニアム宣言」を基にまとめられた, 開発分野における国際社会共通の目標である「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : 以下, MDGs と略す)」の取り組みでも, スポーツに対する期待が高まってきている。

そのような世界の潮流の中で, 1990年代には世界一の規模だった日本の ODA 予算は, 国内のバブル崩壊と税収激減, 大量の国債発行といった厳しい財政状況の影響で, 大きく削減されてきている。例えば, ピーク時の1997年, 一般会計において約1.2兆円計上されていた ODA 予算は, 2011年には, 約5,700億円となり予算規模としては半減してきている。

このような日本国内の動きの中で, 国際協力の在り方が強く問われてきている。その中でも特に, スポーツを通じた国際協力 (以下, スポーツ国際協力と略す) は, その効果や成果が見えにくいこともあって, 国際協力の関係者や行政も活動の意義や方向性を明確に打ち出せない状況になっている。

1.2 先行研究の概括

日本における国際協力学の歴史は浅く, 学問体系としても未開拓な部分が多い状態である。ましてやスポーツ国際協力は, 現実社会での重要性やニーズの高まりと比べれば, 学術的な体系はまだ未確立の分野であり, 手が付けられていない分野でもある。

そのような背景もあって, 国連機関のスポー

* 広島経済大学経済学部助教

ツ国際協力の先行研究は数多くはないが、[岡田千あき, 2001] は、各々の機関のスポーツ国際協力に関する活動実績から、諸機関がスポーツに求める意義と役割を考察し、スポーツ国際協力の今後の可能性を検証している。スポーツ国際協力の効果を裨益レベルで人間開発 (Human Development)、地域開発 (Community Development)、地球規模の課題 (World Issue) の3つに大別し、さらにこれらの構成要素を分類することにより、スポーツ国際協力が内包している期待の整理に成功している。また、[安倍大輔, 2006] は、2005年に国連が制定した「スポーツと体育の国際年」を中心に、その具体的な内容および理論的枠組みとその制定に至るまでの過程、さらに「スポーツと体育の国際年」の背景となった国連やヨーロッパにおけるスポーツに関連した取り組みを明らかにしている。

1.3 研究の目的

本研究の目的は、国家を構成員とする唯一の国際機関である国連が、国際協力においてどのようにスポーツ政策を確立してきたのかということを確認することである。具体的には、スポーツ政策を実施している主な国連機関を選び、これまで開発援助を推し進めてくる中で、どのようにスポーツを通じた国際協力を行ってきたのかということや、現在のどのような方向に向かっているのかということ時代ごとに整理し、その歴史的な意義を考察することで、これまでのスポーツ国際協力の成長のプロセスを明らかにする。

2. 国連機関の動きと歴史的意義

第二次世界大戦以後の国連のスポーツ関連の政策を整理すると、第1期 (1952年～1994年)、第2期 (1995年～2000年)、第3期 (2001年～現在) に分けることができる。本節では、この

区分に沿って国連機関の動きと歴史的意義について述べていきたい。

2.1 第1期 (1952年～1994年)

○国連機関の動き

国際協力事業の中にスポーツを先駆的に導入したのは、国連教育科学文化機関¹⁾ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: 以下、ユネスコと略す) である。ユネスコは、1945年に教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和の実現と福祉の促進を目的に国連の専門機関としてパリを本部に設立された。理念として掲げられた「戦争は心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」に基づき、教育、科学、文化に関するあらゆる種類の活動を展開している。

ユネスコによるスポーツの最初の取り組みは、1952年のユネスコ第7回総会において、教育部門に体育・スポーツ関連セクターを設けたことである。スポーツの持つ特異性に着目し、青少年の健全育成の手段として採用したのは、国際協力を手掛ける機関としては初めての試みであり、その後もスポーツと国際協力に関するパイオニアとして重要な役割を担ってきている。

その後ユネスコは、1976年に「体育・スポーツ担当大臣等国際会議 (Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport: 以下、MINEPS と略す)」の第1回をフランスのパリで開催した。このMINEPS²⁾ では、教育の権利と人権の文化及び、調和の取れた個人の育成を考える際に、体育・スポーツの国際レベルにおける開発戦略が不可欠であるとの認識に基づき、適切な政策の推進及び、そのための情報交換を目的としていた。

さらにユネスコは、1978年の第20回総会において、世界的規模でのスポーツ・フォー・オール運動を通じて、体育・スポーツを推進するこ

表1 体育・スポーツ国際憲章

第1条	体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である。
第2条	体育・スポーツは、全教育体系において生涯教育の不可欠の要素を構成する。
第3条	体育・スポーツのプログラムは、個人および社会のニーズに合致しなければならない。
第4条	体育・スポーツの教授、コーチおよび行政は、有資格者によっておこなわれるべきである。
第5条	十分な施設と設備は体育・スポーツに不可欠である。
第6条	研究と評価は体育・スポーツの発展に不可欠の要素である。
第7条	体育・スポーツの倫理的、道徳的価値の擁護は、すべての人びとが不断に配慮しなければならない。
第8条	情報および資料は体育・スポーツの振興を助ける。
第9条	マスメディアは体育・スポーツに積極的に影響を及ぼすべきである。
第10条	国家機関は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たす。
第11条	国際協力は体育・スポーツの全般的で十分に均衡のとれた振興に必要不可欠である。

(出所：ユネスコ (1978)「体育・スポーツ国際憲章」(オンライン)

http://www.njsf.net/national/right/international_charter.pdf#search='体育・スポーツ国際憲章,' 2012年4月11日参照)

とを目的に「体育・スポーツ国際憲章」を採択した(表1参照)。本憲章の第1条では、「体育・スポーツの実践は、すべての人にとって基本的権利である」としており、この部分は後の体育・スポーツ研究の中で「スポーツ権」と呼ばれている³⁾。また、第11条では、「国際協力は体育・スポーツの全般的で十分に均衡のとれた振興に必要不可欠である。」と謳われており、ここに初めてスポーツと国際協力の関係が明確化された。もっとも、この憲章ではその「スポーツ権」を誰が保障するのか、つまり国や自治体などの公共機関が保障するのか、という点では大きな曖昧さを残していたし、世界の開発途上国の現状を見るならば、その権利を国家の義務とするには未だに、経済的、政治的に未熟であったから、明記できなかったという見方もできよう。

またユネスコはこの第20回総会で、「体育・スポーツ国際委員会 (Inter-Governmental Committee for Physical Education and Sport : 以下、CIGEPS と略す)」の設置も宣言している。この委員会では、①平和実現のためのスポーツの重視、②学校と社会の中での恒久的教育システムにおける体育とスポーツの発展、③文化、環境、男女平等、社会差別撤廃の領域に於いてスポー

ツが持つ重要性の認識、④体育とスポーツの地域別、国別政策とプログラムの開発、⑤体育とスポーツ開発のための国際基金による資金の獲得を活動の柱に、30カ国からなる委員(議員の半数が2年毎に改選)が10の部会に分かれて議論している。

さらにユネスコは1984年に、国連関連機関の中では最も早く、国際オリンピック委員会(International Olympic Committee : 以下、IOC と略す)との協力活動を開始している。また1988年には、104の加盟国の代表及び、オブザーバーとしてIOCや複数のNGO等を集めてMINEPS IIをモスクワで開催した。ここでは、MINEPS Iの課題であった体育・スポーツの国際枠組みの構築によりスポーツの発展を目指すのみでなく、ドーピング問題などの副次的に発生する弊害や課題に関して議論された。この会議では、特に国連開発計画(United Nations Development Program : 以下、UNDP と略す)の事業内での体育・スポーツの取り扱いを議論した。UNDPは開発途上国の経済・社会開発の中心的役割を担うため、体育・スポーツ分野に特に力点を置いてはいなかったが、この提案が基となり体育・スポーツと国際協力を考える上で重要な役割を果たす機関の一つとなった。

このようなユネスコの主導的な活動もあり、1993年の国連総会では、国連決議48/10により1994年を「スポーツ国際年とオリンピックの理想 (International Year for Sport and Olympic Ideal)」と定めた。この決定の理論的背景となったのが、1993年に提唱された「オリンピック休戦 (Olympic Truce)」の考え方である。「オリンピック休戦」は「聖なる休戦」とも呼ばれ、BC776からAD394の約1,200年間にわたってギリシャで行われた古代オリンピックでは、競技開催期間中、そして競技期間の前後1ヶ月(後に2ヶ月)間、いかなる戦闘行為も休止され、選手及び観戦者の移動中(アテネから約360 km, スパルタから130 kmのオリンピアまでの距離)の安全が保証された。この慣例は「エケケイリア」と呼ばれ、本国連決議は「エケケイリア」を尊重し、紛争当事国であり、国連加盟国でもある国々に対し、1994年の第17回冬季リレハンメル五輪開催中の戦闘行為の停止を求めた。「もし『オリンピック休戦』が、対立や争いを短期間押さえるだけのものであったにせよ、国際社会へ希望を力強く伝えるものとなろう」とコンスタンチノーブルのキリスト教総主は言明しており、他にもユダヤ教、イスラム教など各宗教の指導者30人以上も本声明への同意を示す署名を行っている。その後、2年に1度の夏季・冬季五輪大会の前年に同様の国連決議がなされてきているが、実際には、1994年の冬季オリンピック・リレハンメル大会期間中の1日のみ旧ユーゴスラビア連邦内の紛争が一時中断され実現したにすぎない。この後にも先にも完全な「オリンピック休戦」が実現されたのはこの1日のみである。

○歴史的意義

この時期に注目すべき国際社会の動きとしては、1945年から1960年まで続いた東西の「冷戦体制」と1960年から1973年の冷戦体制からの「緊張緩和」と核不拡散条約による米ソ両大国に

よる「平和共存」の相互協調がある〔浜林正夫他, 1996〕。

また、戦後オリンピック史区分によると、1984年のロサンゼルス大会を一つの境として、それ以前を、冷戦下での政治・経済的背景に規定されながら、冷戦体制がオリンピックに持ち込まれた時代と、それ以後のオリンピックの商業主義化の肥大化や、それに伴う環境破壊や勝利至上主義によるドーピングといった問題が新たに問われ始めた時代に分かれる〔内海和雄, 2012〕。

このような政治的・経済的な対立である冷戦体制の中、国連機関によるスポーツ国際協力は、ユネスコ主導で実施され、体育・スポーツの世界的な普及の中で、それを享受することが基本的人権であることが認識されたことや、IOCとの連携の下で「オリンピック休戦」などの平和活動として受け入れられ始めたことが、この時期の大きな意義として捉えられる。また国連総会が「スポーツ国際年とオリンピックの理想」を設けて、スポーツの国際的な一層の普及とそれによる世界平和への認識を確固たるものとしたのも、この時期の特徴として確認しておきたい。

2.2 第2期 (1995年～2000年)

○国連機関の動き

国連環境計画⁴⁾ (United Nations Environment Programme: 以下、UNEP と略す) は、1972年の「人間環境会議」で採択された「人間環境のための行動計画」の勧告により提案され、同年の国連総会決議に基づき設立された。国連機関の実施する環境に関する活動を総括すると共に、取り上げられていない環境問題に関する国際協力の推進を目的に活動している。UNEPによるスポーツ関連の活動は、①スポーツ活動における環境への配慮の推進、②スポーツ人気を利用し、若い人たちの環境意識の促進や環境への尊

厳意識の向上を図る、③オリンピックゲームのための環境ガイドラインの普及の3点を目的に行われている。具体的には、1994年にIOCと協力合意を結び、「スポーツと環境委員会」を発足させた他、2000年シドニー五輪の「夏季オリンピック大会に向けた環境ガイドライン」を制定した。また、1995年から2001年まで隔年実施されていた「スポーツと環境の世界会議」の1997年大会では、「スポーツと環境マニュアル」、1999年大会では、「スポーツと環境のアジェンダ21」を定めている。

また、薬物統制を目的とする国連薬物統制計画⁵⁾ (United Nations International Drug Control Programme: 以下、UNDCP と略す) にとって、世界の競技スポーツの勝利至上主義の趨勢は、意に反するものであろう。ドーピング問題は、過去には旧東ドイツに典型的に見られたように、国家政策として成された経緯もあり、また近年の高度化したスポーツドーピングは、人間の身体に多大な影響を及ぼすことも指摘されており、スポーツ界のみでなく、世界規模で取り組むべき課題にまで深刻化した。これらの環境、薬物を扱う機関にとって、スポーツは振興するよりもむしろ統制すべき活動であるとも言える。しかし、今や文化として私たちの生活に深く浸透したスポーツの統制はほぼ不可能である。逆にスポーツをIOCや他機関との協調の下で活用することにより、広く一般に環境や薬物の問題の理解を求める「糸口」としての活用を期待した。

この時期ユネスコは、1984年から協働していたIOCと1998年正式な協力同意を締結し、①平和文化、②芸術と文化、③体育教育とオリンピック理念、の3分野における協力を約束した。1999年には、両機関が合同で「スポーツを通じた平和社会の実現」への活動のイニシアティブを取ることを宣言し、7月に「平和文化のための教育とスポーツの世界会議」⁶⁾ を共催した。

本会議には、UNDP、UNEP、UNDCP、世界保健機構 (World Health Organization)、国連食糧農業機関 (United Nations Food and Agricultural Organization)、国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees)、国際労働機関 (International Labour Organization)、万国郵便連合 (Universal Postal Union)、世界気象機関 (World Meteorological Organization)、国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) にユネスコを加えた11の機関と世界銀行、各国政府機関、NGO等から約260名が参加し、各地域フォーラムのフォローアップが行われた他、これまでのMINEPSやCIGEPSの積み重ねを再確認し、各援助機関が歩調を合わせたスポーツ開発を実施する起点となる大規模な会議となった。本会議では、2000年を「平和の文化のための国際年 (International Year for the Culture of Peace)」と定め、複数の国連機関や開発団体の積極的な参与を求めた。同時に、ユネスコとIOCが引き続き活動のイニシアティブを取ることが確認され、21世紀に向けたスポーツを通じた開発の基礎ともなる新たな概念が、平和文化のための教育とスポーツの世界会議の声明として提示された。

またユネスコは1999年11月、国際スポーツ科学体育学会連合会 (The International Council of Sport Science and Physical Education: 以下、ICSSPE と略す) やIOCとの共催、WHOの協賛を得て、「世界体育サミット」を開催した。このサミットには、政府代表者、政府間および非政府組織 (Non-Governmental Organizations: 以下、NGO と略す)、研究機関からの代表として、80か国から250人を超える代表者がドイツのベルリンに集まった。このサミットは、生涯にわたる過程での体育とスポーツの重要性に対する認識を一層強化するものであった。

またユネスコはこの世界体育サミット直後の

1999年12月に、ウルグアイのプンタ・デル・エステで第3回体育・スポーツ担当大臣等国際会議である MINEPS III⁷⁾ を開催している。この会議では過去の MINEPS I, II のレビューが行われ、残された問題や今後の課題を明らかにする一方、過去に採択された「国際体育・スポーツ憲章」や「オリンピック憲章」を始めとした様々な国際憲章との整合性から、新たなスポーツの活用も議論された。この議論は、1990年代の開発途上国の開発分野におけるスポーツの役割の隆盛と合間って、体育・スポーツそのものの発展やその弊害に関する議論に加えて、スポーツの手段としての活用による国際社会への貢献及び開発協力の視点からのスポーツに焦点が当てられた。

最終的にこの MINEPS III では、表2に示す「プンタ・デル・エステ宣言」が採択された。同宣言の最初の項目では、「真の国際協力と相互理解の精神のもとに、参加者は、各国政府、政府間機関、NGO および世界中の人々の力を集結することを目指す」としている [SSF 笹川スポーツ財団, 2001]。

このプンタ・デル・エステ宣言で各国参加大臣は、体育・スポーツが生涯教育や人間的・社会的発達の過程における不可欠な要素であり必須の部分として重要であることを繰り返している。こうした活動は、移民があらゆる大陸で起こっている時代において、異なる民族的・文化

的少数者の社会的団結、相互寛容および結合に寄与することができるとしている。また彼らはユネスコが、国連のシステムにおけるスポーツと体育の中心として重要であることも本宣言で強調している。特に、Commission 3 の「国家的、地域的、国際的レベルでの体育・スポーツの分野における新しい形の協力と協議」の項目の中の4つ目には、途上国への援助が掲げられており、主に小学校と中学校での体育・スポーツの先進国と開発途上国のギャップを少なくするようなユネスコの取り組みに期待している。

2000年9月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットに参加した147の国家元首を含む189の国連加盟国代表が、21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」を採択した。この宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが MDGs と呼ばれる「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals) である。MDGs は国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げている。

○歴史的意義

この時期、世界は1990年前後の東西冷戦の終結を迎え、ソ連や東欧などのような旧社会主義国は、資本主義経済システムの中へ組み込まれ、

表2 プンタ・デル・エステ宣言 提言

Commission 1	持続可能な経済発展と体育・スポーツの貢献
Commission 2	体育とスポーツ、それは教育への権利の統合的な部分であるとともに、基礎的な要素であり、生涯教育の過程である。
Commission 3	国家的、地域的、国際的レベルでの体育・スポーツの分野における新しい形の協力と協議
	1) スポーツにおける倫理的行為
	2) MINEPS III の勧告を実行するのを援助する構造
	3) インフラ整備と設備
	4) 途上国への援助
	5) スポーツと体育の促進

(出所：日本体育学会学校体育問題検討特別委員会 (2002) 「プンタ・デル・エステ宣言」『世界学校体育サミット』杏林書院, pp. 201-209)

世界はメガ・コンペティション⁸⁾の時代に入っていった。また、先進諸国は、新自由主義経済を推し進めた結果、多国籍企業とヘッジファンドが殆ど規制のないままに世界中を動き回り、開発途上国と先進国の格差、いわゆる南北格差が拡大していった。また、これに付随して、環境問題が地球的規模で拡大していった時代でもあった。

スポーツ関連の動きとしては、1994年の冬季オリンピック・リレハンメル大会からも環境問題が取り上げられるようになり、2000年の夏季オリンピック・シドニー大会では、以前の諸大会よりは、環境に関する大胆な改革を行っている。オリンピック自体も、政治的なボイコットも少なくなり、多くの国々が参加するようになった。また、オリンピックファミリーの財政が確立して、オリンピック独自の運動を展開できるようになった。一方、国際サッカー連盟(The Fédération Internationale de Football Association: 以下、FIFA と略す)も1990年代に入ると各国にプロのサッカーリーグを誕生させ、サッカーの国際的普及に努め、ワールドカップの名声を大きく高めた時代であった[内海和雄, 2012]。

国連機関によるスポーツ国際協力も、先進国と開発途上国間の格差拡大や環境破壊の深刻化の中で、開発途上国の発展や持続可能な開発は、世界の安定化の為にとっても重要な課題となり、そのためにUNEP, UNDCP, ユネスコといった機関が、それぞれの機関の目的に対応したスポーツへの貢献を世界規模で転換してきたのがこの時期の特徴である。また、2000年に開催された「世界教育フォーラム」や「国連ミレニアム宣言」を迎え、国連を始めとして、各国政府、民間セクター、財団、研究機関、NGOを含む市民社会、個人々人による支援活動の連携の必要性が高まり、国連によるIOCやFIFAといった国際的スポーツ組織との協力体制が少し

ずつ確立してきたのもこの時期の特徴である。

2.3 第3期(2001年～現在)

○国連の動き

この時期の国連機関の動きとして注目したいのは、2001年に元スイス大統領アドルフ・オギ氏を特別顧問とする「開発と平和のためのスポーツに関するタスクフォース」⁹⁾(The Sport for Development and Peace International Working Group: 以下、SDP IWG と略す)が国連内に設置されたことである。

このタスクフォースは、開発事業における手段としてのスポーツの効果的活用及び、活用実践モデルの構築、さらにはその具体的なプログラム策定や評価方法の検討を目的に設置された。各機関がそれぞれ異なる目的のもとに実施したスポーツに関連する開発事業の経験を蓄積し、連携を図ることにより、特にMDGs実現を短期目標としている。

タスクフォースの初めの大きな活動の成果としては、2003年2月に55カ国から380名の参加者を集めた「第1回スポーツと開発国際会議(the 1st Magglingen Conference on Sport and Development)」を開催し、「マグリンゲン宣言」を採択したことである。この「マグリンゲン宣言」では、「スポーツと遊びに接するのは人間の基本的権利であり、スポーツを通じて開発、平和、教育、健康を促進することを全ての関係者に求める」ことが謳われている[安倍大輔, 2006]。その後2005年12月には70カ国から400名を超える参加者によって「第2回スポーツと開発国際会議(the 2nd Magglingen Conference on Sport and Development)」も開催している。この際も、教育、健康、開発、平和を創造する手段として、スポーツを活用することを強調しているが、特に活動を実施する際の「スポーツを通じた教育と健康のしつもの向上」「貧困の撲滅」「平和と社会的寛容の促進」を柱とした「マグリ

ンゲン実施要項2005」が参加者によって採択されたことが意義深い [安倍大輔, 2006]。ちなみにこのスイスのマグリゲンでの国際会議は国連、国際スポーツ連盟、スイス連邦スポーツ局、スイス開発庁などが主催した。

このような SDP IWG の積極的な取り組みもあり、2003年11月には、「教育、健康、開発、平和を創造する手段としてのスポーツ」が国連決議58/5として採択され、2005年を「スポーツと体育の国際年」と制定した。その制定目的は、

教育、健康、開発、および平和を促進する上でスポーツと体育が果たす重要な役割について、国際社会の理解を高めることとしている。この決議の具体的な内容は、表3のような内容になっている。

この国連決議58/5では、人びとの健康、国際開発、国際平和、経済開発、地域開発、MDGs達成といったあらゆる領域で、スポーツと体育の役割が位置づけられている。

特にこの決議では、「1. 政府、国連、その基

表3 教育、健康、開発、平和を創造する手段としてのスポーツ

1. 政府、国連、その基金および計画、適切な場合には専門機関、ならびに、スポーツ関連の機関に対し、以下を呼びかける。
 - a. 開発プログラムや政策を推進する際、すべての人々にとってのスポーツと体育の役割を促進し、健康に対する認識、物事を成し遂げる精神および文化とのつながりを強めるとともに、集団的な価値観を定着させること。
 - b. 国連ミレニアム宣言に含まれるものをはじめ、国際的に合意された開発目標、および、開発と平和というより幅広い目標の実現に向けて貢献する手段の一環として、スポーツと体育を位置づけること。
 - c. 平和の文化、社会的平等および男女平等を促進し、対話と調和を提唱するために、スポーツと体育が連帯と協力の機会を作り出せるよう、集団的な取り組みを図ること。
 - d. 経済と社会の発展に向けたスポーツと体育の貢献を認識し、スポーツ基盤の整備と復興を奨励すること。
 - e. 各地でのニーズ評価に基づき、健康、教育、社会と文化の発展のための手段として、スポーツと体育をさらに促進すること。
 - f. 補完性を確保し、スポーツと体育をあらゆる人々にとって身近な存在とするため、家庭、学校、クラブ/リーグ、地域社会、青少年のスポーツ団体、政策決定者、さらには一般市民や民間を含むあらゆる関係者間で、協力とパートナーシップを強化すること。
 - g. 才能のある青少年が、安全と身体的・道徳的健康性への脅威を受けることなく、その運動能力を高められるようにすること。
2. 政府、国際スポーツ団体およびスポーツ関連組織に対し、あらゆる学校レベルで行われている教育と矛盾しないパートナーシップ構想と開発プロジェクトを策定、実施し、ミレニアム開発目標の達成に貢献するよう促す。
3. 政府および国際スポーツ団体に対し、開発途上国、特に後発開発途上国と小島嶼開発途上国が、スポーツと体育に関する能力育成について行う取り組みを支援するよう呼びかける。
4. 国連に対し、スポーツ組織、スポーツ協会、民間を含め、幅広い利害関係者との戦略的パートナーシップを確立し、開発のためのスポーツ・プログラムの実施を支援するよう促す。
5. 政府と国連システムに対し、特に国家、地域および地方レベルで、積極的な参加を通じて市民社会を関与させ、対象者に声が届くようにすることで、コミュニケーションと社会的流動化のためにスポーツを用いる新しい画期的な方法を模索するよう促す。
6. すべての関係者が国際スポーツ団体と密接に協力し、「よい実践の規範」を策定する必要性を強調する。
7. 政府に対し、あらゆるスポーツ活動について国際ドーピング防止条約の策定を加速させるよう呼びかけるとともに、国連教育科学文化機関に対し、関係するその他の国際・地域機関と協力して、このような条約策定の調整を図るよう要請する。
8. 教育、健康、開発および平和を促進する手段として、2005年を「スポーツと体育の国際年」と宣言することを決定するとともに、政府に対し、その意欲を強調するためのイベントを開催して、スポーツ選手の支援を求めるよう呼びかける。
9. 事務総長に対し、本決議の実施、ならびに、国家および国際レベルで2005年の国際年を祝うためのイベントの準備状況に関し、「スポーツと体育の国際年」と題する検討細目の下で第59回総会に報告を行うよう要請する。

第52回本会議
2003年11月3日

(出所：国連プレスリリース (2003)「国連総会決議2005年は『スポーツと体育の国際年』」<http://unic.or.jp/new/pr04-077.htm>, 2012年3月25日参照)

金および計画、適切な場合には専門機関、ならびに、スポーツ関連の機関に対し、以下を呼びかける」の中の f の項目にあるように、政府や国連だけではなく、家庭、学校、クラブ／リーグ、地域社会、青少年のスポーツ団体、政策決定者、さらには一般市民や民間を含むあらゆる関係者間で、協力とパートナーシップを強化していこうとしていることにも注目したい。また、3 の項目には、政府および国際スポーツ団体に対し、開発途上国へのスポーツと体育に関する能力育成への支援を呼びかけていることも、スポーツ国際協力にとっては重要なことである。

このようにあらゆる領域で、あらゆる機関が、あらゆる機会においてスポーツを手段として開発援助に活用するという役割が明確にされた一方で、そのことによって、スポーツの役割が拡散してしまう傾向があるという課題も考えられる。しかしながら、国連にとっての現在や未来へのスポーツの位置づけの高さや期待というのがこの決議では理解できる。

この決議が採択された背景として国連は、① 2003年1月にパリで開催されたスポーツ・体育担当閣僚懇談会で体育とスポーツの役割が十分に認識、促進されるようにするとの方針が表明されていること、② 児童の権利に関する条約および「子どもたちにふさわしい世界」と題する国連子ども特別総会の成果文書で、教育は子どもの個性、才能および精神的・身体的能力を最大限に発揮させることを目指すものとするのが強調されていること、③ ユネスコの体育・スポーツに関する国連憲章、および、2000年4月の世界教育フォーラムで採択されたダカール行動枠組み、ならびに、スポーツと体育の役割を強調するその他関連文書の存在、④ 開発と平和のためのスポーツに関する国連機関間タスクフォースの報告書の内容を挙げている [国連 a, 2004]。

また2004年11月には、ニューヨークの国連本

部では、元テニスプレーヤーであるスイスのロジャー・フェデラー氏と ING ニューヨークシティ・マラソン記録保持者であるケニアのマーガレット・オカヨ氏、コフィーアナン国連事務局長、開発と平和のためのスポーツ国連事務総特別顧問アドルフ・オギ氏、チュニジア国連常駐代表のアリ・ハシャニ氏の参加による記者会見が開かれている。この会見では、政府やスポーツ関係の選手、連盟、産業、クラブ、NGO に対し、2005年を機会に、8つの MDGs を達成するための取り組みの強化や連携を図るよう呼びかけが行われており、特に、MDGs の目標ごとのスポーツの可能性を明示している [国連 b, 2004]。

そして2005年の「スポーツと体育の国際年」は、賛同した70か国で、活動が計画・実行され、何千ものプロジェクトが世界中で実施されたことで、教育、健康、開発、平和の一躍を担うスポーツや体育が確立されるようになり、それ以外の52か国でも、国際年に関係する国際会議や地域会議などの記念行事が開催されている [安倍大輔, 2006]。このような数多くの先駆的な活動は、スポーツと体育がスポーツ組織、アスリート、国連機関、開発機関、政府、NGO、スポーツ産業、研究機関、メディアなどといったすべてのスポーツ関係者を、開発と協力において団結させることに成功したと考えられる [国連, 2006]。

さらに、2009年と2011年には「スポーツ・平和・開発に関する国際フォーラム」が開催されている。このフォーラムは、IOC が主催し、第1回は国際オリンピック休戦基金と、第2回は国連平和と開発のためのスポーツ事務所 (United Nations Office on Sport for Development and Peace : 以下、UNOSDP と略す) と共催で実施している。ちなみにこの UNOSDP は、国連事務総長の特別顧問の指揮のもと、スポーツ振興を促進することでより良い社会に変

革できるように、国連の各組織を導いたり調整したりする国連機関のことである。

第2回のフォーラムに参加した各国政府関係者、国際競技連盟、各国オリンピック委員会(National Olympic Committee: 以下、NOCと略す)、NGO、研究者ら約350名を前に、潘基文国連事務総長は、スポーツを通じた平和と開発に関するIOCの業績を讃え、スポーツが「ミレニアム開発目標」達成のための有効なツールであることを確認し、社会の発展と平和構築・維持活動に今後ますますスポーツの力が重要であることを指摘している。この他、IOC、国際競技連盟やNOC、NGO、世界保健機関や国際連合児童基金といった関係国連機関によるプレゼンテーションも行われ、平和構築・維持活動、コミュニティ開発のツールとしてスポーツを活用している様々なプログラムが紹介された。このように国連機関や国際スポーツ組織はスポーツの持つ平和や開発の効果をますます高く、強

く認識すると共に、相互の連携を強化する方策を探求した。特に、1980年代から財政的基盤を盤石にしてきたIOCのリーダーシップが顕著になってきている。

この第2回フォーラムでは、表4のようなスポーツ・平和・開発に関する10項目の提言が採択され、各国政府、国連組織、スポーツ界、NGOら全ての関係者に対して未来に向けたアクションを呼びかけた。

特に、各国政府間でのスポーツ国際協力という視点でみると、4つめの提言の「各国、特に援助国の政府及び国際組織に対して、スポーツを開発援助(ODA)の対象とするように勧告する。また、国連システムに対して、人間開発指数(HDI)の指標にスポーツあるいは学校体育へのアクセスを加えるよう勧告する。」という内容は注目しておきたい。

○歴史的意義

2001年は、近代世界史において大きな転換期

表4 スポーツ・平和・開発に関する国際フォーラムにおける提言

<提 言>

このフォーラムは：

- 1) 平和と開発に向けたスポーツを推進するにあたり、オリンピック・ムーブメント、各国政府、国連諸機関、市民社会のパートナーシップを強化するよう呼びかける。
- 2) 全ての関係者に対して、社会の発展と平和構築にとっての有効なツールであるスポーツをより一層活用し、ミレニアム開発目標達成に向けた包括的な取組みにスポーツを取り入れるよう勧告する。
- 3) 国連加盟国に対して、長期的に持続可能でコストのかからないスポーツ・プログラムを導入していくことを念頭に、草の根活動のシナジーを強化し、コミュニティ支援の充実と社会的資源の有効活用を要請する。
- 4) 各国、特に援助国の政府及び国際組織に対して、スポーツを開発援助(ODA)の対象とするように勧告する。また、国連システムに対して、人間開発指数(HDI)の指標にスポーツあるいは学校体育へのアクセスを加えるよう勧告する。
- 5) 各国政府が質の高い体育授業の導入とスポーツ・フォー・オールの推進により多くの支援を行うこと奨励する。
- 6) 社会開発と平和構築にとって戦略的に重要なパートナーであるビジネス・セクターや国際・地域金融機関とのより緊密な協力関係の必要性を強調する。
- 7) 社会経済の発展におけるスポーツの影響を評価し、モニタリングする共通のツールを増強し、同分野における科学的根拠を増やし、優れた実践を押し進めるためにより多くの学際的研究がなされるよう呼びかける。
- 8) IF、NOC、その他のスポーツ団体に対して、政府関係機関、民間セクター、一般社会の組織等と協力して、社会の発展と変革のパートナーとしての活動を強めるよう勧告する。
- 9) 持続可能なレガシーを生み出す経済発展を目的として、IFによる世界規模のスポーツ・イベントの開催を奨励する。
- 10) 国連加盟国に対して、IOCと共に、2012年ロンドン・オリンピック・パラリンピック競技会に向けて発効されるオリンピック休戦(Olympic Truce)に協力し、個々であれ集団であれ、この理念に従うよう要請する。また、国連憲章の目的と原則に従って、全ての国際紛争が平和的に解決されるよう努力することを要請する。

(出所：嘉納治五郎記念 国際スポーツ研究・交流センター(2011)「スポーツ・平和・開発に関する国際フォーラムにおける提言」(オンライン) <http://100yearlegacy.org/Activity/detail.html?pid=130>, 参照2012年5月22日)

であった。それは9月11日に起きたアメリカでの同時多発テロを皮切りに世界はテロの時代に突入したことである。その後アメリカはアフガニスタン紛争、イラク戦争を行うことになる。また、2002年インドネシアバリ島爆弾テロ事件、2004年スペイン列車爆破事件、2005年ロンドン同時爆破事件といったテロ活動が活発となった。その後アメリカを始めとする先進諸国は、国際テロ組織とテロ支援国家と言われたイラク・イラン・北朝鮮といった国々の戦いに明け暮れることになった。

このような世界情勢を踏まえ、スポーツ・イベントも選手や観客への安全確保に莫大な予算を費やすことになった。例えば、2004年に開催したオリンピックのアテネ大会は、2000年に開催したシドニー大会の約5倍の警備費である1,500億円を費やした。また、2008年の北京大会では、チベット独立運動や新疆ウイグル自治区の少数民族被抑圧の抵抗運動もあり、スポーツにおいても民族・宗教・文化の対立の一端が垣間見えた [内海和雄, 2012]。

国連機関によるスポーツ国際協力も、この時代はテロの根源となっている貧困を削減するために、開発途上国の開発プログラムや平和構築プログラムの中でスポーツをもっと積極的に活用しようとする国際的な意思統一がなされた時期と言える。特に、2005年の「スポーツと体育の国際年」の活動にみられるように、具体的にスポーツ関係者の組織や国家としての枠を超え、教育、健康、開発、そして平和の一躍を担うスポーツや体育が確立されたことはスポーツ国際協力にとって大きな意義がある取り組みであった。

そしてそれらが2009年、2011年の「スポーツ・平和・開発に関する国際フォーラム」に引き継がれ、より多くの国連機関・各国政府・国際スポーツ組織が、平和と開発の上でのスポーツの重要性を一層強く認識し、国際的な共同

行動を強化しようとしている時期とみることができる。

3. おわりに

本研究では、国連機関が国際協力や開発を推し進める中で、どのような流れでスポーツを通じた国際協力を行ってきたのかということを時期ごとに3つに整理して、主な動きと歴史的な意義を検証した。

今後国連機関のスポーツ国際協力の取り組みの課題を3つ挙げて、本研究の最後としたい。まず一つは、2003年国連総会決議で採択された2005年「スポーツと体育の国際年」の取り組みや、2015年までに達成すると世界の指導者が2000年のサミットで合意したMDGsを、関係する国連機関や各国政府が、どのようにスポーツを活用し、政策レベルで実施しようとしたのかということを明らかにする必要がある。

次に、国際協力や社会開発の現場でどのようなスポーツ国際協力活動が具体的に実施され、どのような成果があったのかということも明確にしたい。それが科学的な根拠に基づいて、実証的に証明できれば、国際協力という分野の中でのスポーツが持つ役割や特性といったものが更に浮かび上がってくるはずである。

第3は、スポーツ国際協力の国際比較である。特に日本の場合、冒頭で述べたように政府内においても国際協力におけるスポーツの位置づけは未だ確固たるものではない。一方、イギリスを例に挙げると、スポーツ国際協力はイギリスの国際協力の重要な位置を占めている。このような両国の比較も多くの示唆を与えるはずである。

謝辞：本研究は、広島経済大学の内海和雄先生のご指導がなければ、完成に辿り着くことはなかった論文である。ここに改めて、心からの感謝の意を表したい。

注

- 1) 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 (1951) 「日本ユネスコ協会連盟について」(オンライン) <http://www.unesco.or.jp/unesco/nfuaj/>, 参照2012年3月27日
- 2) MINEPS については, 日本体育学会学校体育問題検討特別委員会監訳『学校体育サミット』杏林書院, 2002年に詳しい。
- 3) 「スポーツ権」については, 遠山耕平「ユネスコの体育・スポーツ国際憲章」『体育の科学』1979年5月号に示されている。
- 4) UNEP (1994) 「About UNEP, Sport and the Environment」(オンライン) http://www.unep.org/sport_env/about.aspx, 参照2012年5月22日
- 5) UNDCP の基本情報は, 入手先<<http://www.unodc.org/>>を参照
- 6) 平和文化のための教育とスポーツの世界会議については, 1999年に発行された Department of International Cooperation International Olympic Committee “The International Olympic Committee and The United Nations System” を参照
- 7) 第3回体育・スポーツ担当大臣等国際会議については, UNESCO が1999年に刊行した “MINEPS III Final Report” を参照
- 8) メガ・コンペティションとは, 地球的規模で世界中の企業が国境や業界を越えて競争を行う状態のことである。東西冷戦の終結による自由主義経済の拡大, IT の発達, 国際化などによって経済はますますポーターレス化している。既成の競争相手だけでなく, 異業種からの参入や外国籍企業との競争など激化しており, この競争に勝った企業は大きくシェア

を獲得し, 敗れた企業は生き残りが難しくなっている。

- 9) 開発と平和のためのスポーツに関するタスクフォースについては, 2003年に発表された United Nations “Sport for Development and Peace: Toward Achieving the Millennium development Goals,” 参照。このタスクフォースは, キャロルベラミーユニセフ特別顧問を長にユネスコ, WHO, ILO, UNDP, UNHCR, UNEP, UNV, UNODC, UNAIDS 等の国連機関をはじめ, NGO である Right to Play もメンバーとなっている。

参考文献

- 安倍大輔 (2006), 「国連におけるスポーツ政策の展開 『スポーツと体育の国際年』に着目して」『尚美学園大学総合政策研究紀要』第11号, 2006年, 尚美学園大学総合政策学部。
- 岡田千あき (2001), 「国連機関による途上国スポーツ援助」『運動とスポーツの科学』, 2001, 7月号
- 岡田千あき (2011), 「国際協力の新しい分野 —スポーツを通じた開発—」『グローバル人間学の世界』, 大阪大学出版会。
- 国連 (2004a), 「国連総会決議 2005年は『スポーツと体育の国際年』」, プレスリリース 04/077J。
- 国連 (2004b), 「2005年は『スポーツと体育の国際年』」, プレスリリース 04/099J。
- 国連 (2006), “INTERNATIONAL YEAR OF SPORT AND PHYSICAL EDUCATION 2005,” 国連。
- 内海和雄 (2012), 『オリンピックと平和 ~課題と方法~』, 不味堂出版。
- 浜林正夫他 (1996), 『戦後世界史』上, 大月書店。